

令和6年度  
第3回 福島地方最低賃金審議会  
福島県最低賃金専門部会  
議 事 録

日 時 : 令和6年8月5日(月)

13:30 ~ 16:55

場 所 : 第二地方合同庁舎1階会議室

出席者 : (公)熊沢、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、高橋

(使)安達、金子、佐藤

## 1 開 会

(部会長) 定刻となりましたので、これより令和6年度第3回福島県最低賃金専門部会を開会します。

事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

## 2 金額審議

(部会長) それでは、これより金額審議に入ります。

7月30日第2回の専門部会における金額審議では、労働者側は104円引き上げて時間額1,004円の提示があり、使用者側からは22円引き上げて922円との提示がありました。

最初の金額提示ですが、金額は過去と比べ大きな差があります。本日も、労働者側・使用者側の双方から、金額の提示をお願いする予定ですが、まずはこの金額提示を実施すべきかどうか、御意見ありましたら、お願いいたします。

(佐藤委員) それでは、私佐藤の方から発言させていただきます。

前回の金額提示につきまして、労使の隔たりがあまりにも大きいことか

ら、最低賃金に関する認識を共有するために、本日は、双方からの金額提示ではなく、労使による協議を実施させていただきたいと、御提案申し上げます。

なお、労使による協議につきましては、御了解いただいた場合、使用者側といたしましては、事前の打ち合わせを行わせていただければと思います。

(部会長) ただいま、使用者側委員から御意見がありました。労働者側の御意見はいかがでしょうか。

(大越委員) 使用者側からの提案につきまして、労働者側も、使用者側との認識を共有させていただければと思います。労使による協議を行わせていただければと思います。

また、労働者側も、事前に打ち合わせの時間を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

(部会長) ありがとうございます。

労使で同意されましたので、本日は労使で協議を行っていただければと思います。また、労使協議を実施する前に、労働者側・使用者側それぞれで事前の打ち合わせを行ってください。時間としては15分程度でよいでしょうか。

(佐藤委員) 時間については、それ以上かかるかと思いますが、御了解いただければと思います。

(部会長) わかりました。お待ちいたしますので、よろしくをお願いします。

専門部会は、一旦、休会いたします。

【労働者側委員・使用者側委員退室】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

(部会長) 労使お集まりでしょうか。では、専門部会を再開いたします。

今から、労使協議を実施していただきますが、その内容については、今後の審議のため、公益委員側も把握する必要があることから、労使協議終了後、再度、この会場にお集まりいただき、概要を御報告いただきたいと思います。この報告のため、労使協議の場に事務局1名を同席させ、労使協議終了後、事務局からその状況を説明いただけるようお願いしたいと思います。

いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) よろしくお願ひします。

では、委員の皆様、準備がよろしければ、専門部会は一旦休会とし、労使協議をお願いいたします。

《労使協議》

【公益委員退室】

【公益委員・労働者側委員・使用者側委員入室】

(部会長) 労働者側、使用者側のみなさま、歩み寄りのために、時間をかけて御協議いただきましたこと、感謝申し上げます。

では、御協議いただきました概要につきまして、事務局から報告してください。

(基準部長) 御協議いただきました内容につきまして、事務局の方からご説明させていただきます。

大きく分けて3点の協議内容がございました。

まず、審議日程を労使の協力のもとに公益側の御協力をいただいて、審議日程を本来8月2日だったものを8月9日に延ばしていただいたことについては、今年度の最低賃金引上げの一つの契機になるものだというところで、お互いの認識を共有したものでございます。

それに合わせて現在の物価上昇、福島県の隣県の最低賃金の状況から、賃金格差を是正していかなければならないということについても共通認識がでたところでございます。その中で、最低賃金の引上げについては、労使とも引上げていかなければならないというところについて、お互いの共通認識を持ったところでございますが、使用者側の方から、やはりその部分については、中小企業への配慮が必要であるというご指摘をいただきました。そのために、現在、価格転嫁がなかなかないような状況があるという御指摘をいただいております。また、中小企業への業務の効率化に対する企業支援、またそれに合わせた税制の見直しなど、政府に対して具体的な支援、制度改正をしてほしいという御要望もございました。

今後の審議の進め方については、次の8月9日に実施していただくとい

うことになっていますが、審議の進め方についても労使話し合っ、決めさせていただきたいという御要望もあったところでございます。

このような形で、次の8月9日の協議に臨んでいきたいという、お互いの認識をとったところでございます。

事務局からの報告は以上です。

(部会長) ありがとうございます。

格差是正、引上げ、基本的な共通認識は得られたということですが、中小企業の価格転嫁の実現、中小企業への支援、税制などの見直しを合わせて要望していくという方針について、共通認識は得られたということで、次回8月9日に改めて金額審議という方針でおられるということによろしいでしょうか。

公益側としましては、このお互いの認識をベースとして、具体的金額については、他県の審議状況等も参考にして、改めて、実施方法も含め労使双方からの意見を伺いたいと考えております。労使双方8月9日の専門部会で結論が得られるよう御検討をお願いいたします。

なお、8月9日の第4回専門部会においても、全会一致を目指し審議いたしますが、双方の意見に隔たりがあり、まとまらなければ、状況にもよりますが、採決を行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) ありがとうございます。では次回、第4回専門部会は8月9日(金)10時00分から福島テルサで開催いたします。

### 3 閉 会

(部会長) では、これにて本日の専門部会を閉会といたします。

なお、第4回最低賃金審議会は、8月9日(金)14時00分から福島テルサで開催することとなりますので、よろしく申し上げます。